

令和7年度土地家屋調査士試験受験案内書

法 務 省

§1 受験資格等について

- (1) この試験は、土地家屋調査士法第6条の規定に基づいて行われるものであり、受験資格の制限はなく、誰でも受験することができます。
- (2) 令和6年度の土地家屋調査士試験の筆記試験に合格した者は、その申請により今回の筆記試験が免除されます（以下、当該申請を行う受験者を「筆記試験免除申請者」といいます。）。
- (3) 測量士、測量士補、一級建築士若しくは二級建築士となる資格を有する者又は午前の部の試験について筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有するものとして法務大臣が認定した者（筆記試験に合格した者を除く。以下「認定者」といいます。）は、その申請により午前の部の試験が免除されます。

§2 受験申請受付期間

令和7年7月28日（月曜日）から8月8日（金曜日）まで

- (1) 窓口で申請する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き、**午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの**時間内に受け付けます（受験申請書類の窓口申請での提出先は、§6の3参照。）。
- (2) 郵送により申請する場合は、**令和7年8月8日（金曜日）までの消印のあるもの**に限り、受け付けます。
- (3) 筆記試験免除申請者も、上記期間内に申請してください。

§3 試験日程

- (1) **筆記試験の期日 令和7年10月19日（日曜日）**

午前の部	着席時刻	午前9時00分
	指定時刻	午前9時15分
	試験時間	午前9時30分から午前11時30分まで
午後の部	着席時刻	午後0時30分
	指定時刻	午後0時45分
	試験時間	午後1時00分から午後3時30分まで

土地家屋調査士法施行規則第7条第1項の時刻として、**午前の部については午前9時15分、午後の部については午後0時45分**を指定します。

試験当日は、試験場において、試験に関する種々の注意、指示等がありますので、**必ず、午前の部・午後の部とも、着席時刻までに、試験室内の所定の席に着席してください。**

上記の指定時刻までに試験室に出頭していない場合は、受験することができません。また、出頭後も、指定時刻経過後は試験監督員の承認を受けることなく試験室の入退室はすることができません。

公共交通機関においては、運休区間や、臨時運行区間が生じる可能性があります。あらかじめ交通情報を確認し、試験当日は、十分に時間に余裕をもって試験場に到着してください。

- (2) **口述試験の期日 令和8年1月22日（木曜日）**

集合時刻は、口述試験受験票に記載されます。

§4 試験を実施する法務局又は地方法務局

(1) 筆記試験

東京、大阪、名古屋、広島、福岡、那覇、仙台、札幌、高松

(2) 口述試験

東京、大阪、名古屋、広島、福岡（注）、仙台、札幌、高松

（注）筆記試験を那覇で受験した場合の口述試験は福岡で実施されます。

§5 試験結果発表等

(1) 筆記試験の結果発表等 令和8年1月7日（水曜日）午後4時

ア 法務局又は地方法務局での掲示

令和8年1月7日（水曜日）午後4時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局において、当該法務局又は地方法務局で受験した筆記試験の合格者及び認定者の受験番号を掲示します。

イ 法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）への掲載

令和7年11月21日（金曜日）午後4時に、筆記試験問題並びに多肢択一式問題の正解及び基準点を掲載します。

令和8年1月7日（水曜日）午後4時に、筆記試験の合格者及び認定者の受験番号を掲載します。

ウ 受験者への通知

筆記試験の合格の通知は、口述試験を実施する法務局から、筆記試験の合格者に対し、口述試験受験票を発送して行います。

また、認定者に対しては、認定通知書を発送して行います。

なお、ア又はイにより筆記試験の合格又は認定を確認したにもかかわらず、口述試験受験票又は認定通知書が令和8年1月14日（水曜日）までに到着しない場合には、口述試験を実施する法務局の総務課まで問い合わせてください。

エ 次回の筆記試験の免除

今回の筆記試験に合格した者は、その申請により、次回（令和8年度）の土地家屋調査士試験の筆記試験が免除されます。

(2) 最終合格者の発表 令和8年2月13日（金曜日）午後4時

ア 法務局又は地方法務局での掲示

令和8年2月13日（金曜日）午後4時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局（筆記試験免除者については、口述試験を実施した法務局）において、当該法務局又は地方法務局で受験した最終合格者の受験番号を掲示します。

イ 法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/>）への掲載

令和8年2月13日（金曜日）午後4時に、最終合格者の受験番号を掲載します。

ウ 官報への公告

令和8年3月6日（金曜日）の官報に、最終合格者の受験番号及び氏名を掲載します。

§6 受験申請手続について

1 受験申請書等一式の交付窓口

- (1) 受験申請書等一式は、全国の法務局又は地方法務局の総務課で交付を受けることができます。
- (2) 郵送により受験申請書等一式の交付を請求する場合には、封筒の表に「土地家屋調査士請求」と朱書きした上、返送用として郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180円）を貼った角形2号（A4判）の郵便封筒を同封してください。

2 提出書類等

(1) 土地家屋調査士試験受験申請書（1）、同（2）、写真票及び筆記試験受験票

（注）1. 氏名及び生年月日は、戸籍等に記載されているとおり正確に記入してください（受験申請書

- (2) 裏面の「記入に当たっての注意事項」参照)。
2. 法務局（那覇地方法務局を含む。）に郵送により申請する場合で、後記（4）又は（5）の書面等の提出をしないとき、及び地方法務局（那覇地方法務局を除く。）に提出する場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（85円）を貼ってください（§ 6、3 参照）。
3. 筆記試験免除申請者は、筆記試験受験票への記入は不要です。
4. 受験申請書等の記載事項等に不備がある場合は、受理せずに提出書類を返却することもありますので、十分注意して記入してください。

(2) 受験手数料8,300円（収入印紙で納付）

- (注) 1. 収入印紙は、受験申請書（2）の所定の欄に貼り付けてください。
2. 受験手数料は、受験しなかった場合でも返還されません。

(3) 写真

無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面から上半身を写した背景のない写真（申請前6か月以内に撮影したもの。大きさ縦4.5cm、横3.5cm（パスポートサイズ））を写真票の所定の欄に完全に貼り付けてください。

なお、受験時に眼鏡を使用する受験者は、必ず眼鏡を着用した写真を貼り付けてください。
おって、写真が受験写真として不適当な場合には差替えをお願いすることがあります。

(4) 午前の部の試験の免除を受けようとする受験者についてその資格を証する書面等（該当者のみ）

午前の部の試験の免除を受けようとする受験者は、その資格を証する書面の原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。

なお、郵送で提出する場合は郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）を貼った**原本返送用の封筒**を一緒に提出してください。

(注) 資格を証する書面とは、以下のものが該当します。

- ア 測量士又は測量士補にあつては、登録済通知書、登録証書、試験合格証書、資格が認定される学校の卒業証明書及び成績通知書等
- イ 一級建築士又は二級建築士にあつては、免許証明書、試験合格通知書及び資格を有する者であることの証明書等

(注) 改正建築士法の施行(令和2年3月1日)後に実施された一級建築士試験又は二級建築士試験に合格した者は、当該試験に合格した旨の合格証明書だけでは足りず、別途、一級建築士試験合格者は公益社団法人日本建築士会連合会発行の、二級建築士試験合格者は各都道府県又は建築士会発行の資格を有する者であることの証明書がそれぞれ必要となります。なお、免許証明書を提出する場合は、免許証明書のみで差し支えありません。

ウ 認定者にあつては、認定通知書

エ 筆記試験に合格した者がその後に行われる午前の部の試験の免除を受けようとする場合にあっては、筆記試験合格通知書

(5) 筆記試験免除申請者についてその資格を証する書面等（該当者のみ）

筆記試験免除申請者は、令和6年度口述試験受験票の原本とその写し1通を受験申請書に添付してください。なお、郵送により提出する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（書留料金を含む。）を貼った**原本返送用の封筒**を一緒に提出してください。

3 受験申請書類の提出先等

(1) 持参して申請する場合

筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）に対応した**法務局又は地方法務局の総務課**（§ 13の表参照）に提出してください。

（例）東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課又は横浜地方法務局から新潟地方法務局までのいずれかの地方法務局の総務課に提出してください。

なお、地方法務局（那覇地方法務局を除く。）に提出する場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（85円）を貼ってください（§ 6、2 参照）。

(2) 郵送により申請する場合

封筒の表に「土地家屋調査士受験」と朱書きした上で、筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する**法務局又は那覇地方法務局の総務課**（§ 13の表中、郵送欄に○印の付され

た法務局）宛てに、必ず書留郵便で送付してください（那覇地方法務局以外の地方法務局に郵送で申請することはできません。）。

（例）東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課に提出してください。

なお、§ 6、2（4）の書面等がある場合は、書面の原本返送用の封筒を必ず同封し、（4）の書面等がない場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（85円）を貼ってください（§ 6、2 参照）。

（3）筆記試験免除申請者

口述試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局の総務課（§ 13 の表中、郵送欄に○印の付された法務局。ただし、那覇地方法務局を除く。）に提出してください。

（例）東京の試験場で口述試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課に提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、§ 6、2（5）の書面の原本返送用の封筒を必ず同封してください。

4 提出に当たっての注意事項

- （1）受験申請書の受付後は、後記 § 9 の場合を除き、受験地の変更は認められません。
- （2）受け付けた受験申請書は、返還しません。
- （3）**令和 7 年 8 月 22 日（金曜日）までに筆記試験受験票が到着しない場合**には、受験地として記載した法務局又は地方法務局の総務課に問い合わせてください。
- （4）受験申請書の受付後に住所等の変更があった場合には、直ちに受験地として記載した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。
- （5）**視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等、身体の機能等に著しい障害等のある方が受験される場合、障害等の種類・程度により必要な範囲で措置を講ずることがあります。**

当該措置を受けるためには、受験申請受付期間中に、受験地として記載しようとする法務局又は地方法務局に、医師の診断書等を添えて特別措置の申出をする必要があります。

申出手続の詳細については、**当該法務局又は地方法務局の総務課**に問い合わせてください。

§7 筆記試験の内容等

1 筆記試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

- （1）民法に関する知識
- （2）登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識
- （3）筆界（不動産登記法（平成16年法律第123号）第123条第1号に規定する筆界をいう。）に関する知識
- （4）土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項
 - ア 土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な測量
 - イ 作図（縮図及び伸び図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）
- （5）その他土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

2 試験の時間割等

	着席時刻	指定時刻	試験時間	試験の内容
午前の部	午前 9 時 00 分	午前 9 時 15 分	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	上記 1(4)
午後の部	午後 0 時 30 分	午後 0 時 45 分	午後 1 時 00 分から 午後 3 時 30 分まで	上記 1(1)から(3)まで及び(5)

3 試験の方法、配点及び合格判定の方法

- （1）午前の部の試験及び午後の部の試験とも、多肢択一式及び記述式（午後の部については、前記 1（2）に係るもの）により実施します。
- （2）午前の部の試験は、多肢択一式問題が10問で60点満点、記述式問題が1問で40点満点、午後の部の試験は、多肢択一式問題が20問で50点満点、記述式問題が2問で50点満点です。
- （3）午前の部の試験及び午後の部の試験とも、多肢択一式問題又は記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とします。

- (4) **答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されません**（試験時間終了後、これらを記載することは、認められません。）。
- (5) 記述式用答案用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合、その者の記述式用答案用紙については、採点されません。

4 試験場

§ 4において筆記試験を実施する法務局又は地方法務局として記載した法務局又は地方法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所（筆記試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

5 携行品

- (1) 筆記試験受験票
- (2) 筆記具等（黒インクのペン、万年筆又はボールペン（インクが消せるものは不可。なお、後記6(6)の注意事項を確認のこと。）、インク（黒色）、三角定規（三角定規以外の定規の使用は不可。）、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆（B又はHB）、プラスチック製消しゴム、電卓（予備を含めて、2台までとする。なお、後記6(7)の注意事項を確認のこと。）又はそろばん）

6 筆記試験当日の注意事項

- (1) 試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、試験監督員の指示に従ってください。注意事項、禁止事項及び試験監督員の指示に従わない場合には、不正受験となる場合があります。
- (2) 不正の手段によって試験を受けようとし、又は受けた場合は、その試験を受けることを禁止し、又は合格の決定を取り消すことがあります（土地家屋調査士法施行規則第6条（不正受験者））。
- (3) 土地家屋調査士法施行規則第7条第1項の時刻として、**午前の部については午前9時15分、午後の部については午後0時45分が指定されましたので、当該時刻までに試験室に出頭していない場合は、受験することができません。また、出頭後も、指定時刻経過後は試験監督員の承認を受けることなく試験室の入退室をすることはできません。**
- (4) 前記5(2)の筆記具等以外のもの（三角定規以外の定規、付箋、筆記具入れ、メモ用紙等）、六法全書その他の図書の使用は認められません。
ただし、問題検討のため、問題用紙に限り、シャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆若しくはボールペン又は色鉛筆の使用を認めます。
なお、試験時間終了後に筆記具等を使用する行為は、不正受験となる場合があります。
- (5) **多肢択一式用答案用紙への記載は、鉛筆（B又はHB）に限りま**す。それ以外の筆記具を使用した場合又は解答の記載に不備があった場合には、採点されません。
- (6) **記述式用答案用紙への記載は、万年筆又はボールペン（いずれも黒色のインクに限る。ただし、インクが消せるものは不可。）に限りま**す。それ以外の筆記具（鉛筆又はシャープペンシル等）を使用した場合には、採点されません。また、文字を判読することができない場合も採点されません。
なお、**地積測量図、建物図面、各階平面図等の図面を記述式用答案用紙に記載するに当たっては、万年筆はペン種（ペン先）が細字（F）以下、ボールペンはボール径（ペン先）が0.5mm以下のものを使用してください。**
- (7) 電卓は、午前の部の試験及び午後の部の試験とも、使用することができます。ただし、下記の電卓は使用することができません。

① プログラム機能があるもの

次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有しているので、使用することができません。

〈プログラム関連キー〉

RUN	EXE	PRO	PROG
COMP	ENTER		
P1	P2	P3	P4
PF1	PF2	PF3	PF4

- ② プリント機能があるもの
- ③ アルファベットやカナ文字が入力できるもの
- ④ 電池式以外のもの

※ 使用することができない電卓を使用した場合には、受験の中止を命ずることがあります。

- (8) 試験室内では、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の全ての電子機器類（前記（7）に掲げる電卓及び後記（10）に掲げる時計又はストップウォッチを除く。）及び音響機器の使用はできません。あらかじめ電源を切り、必ず、かばんの中にしまってください（衣類等のポケットには絶対に入れないでください。）。

試験中に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源が入っていることが確認された場合には、不正受験となる場合があります。携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器は、電源が切れていても起動してアラーム等が作動する場合がありますので、アラーム等の設定をしている場合には、必ず解除してから電源を切ってください。

なお、試験開始前に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器の電源切断確認作業を実施しますので、円滑な作業の実施に御協力をお願いします。

- (9) 試験室内では、耳栓を使用することはできません。
- (10) 試験時間中は、**受験票、時計又はストップウォッチ**（計時機能のみのものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）、**前記5（2）の筆記具**（前記6（4）ただし書きのシャープペンシル、ラインマーカー、黒インク以外の万年筆又はボールペン及び色鉛筆を含む。）、**キャップ付きペットボトル飲料**（※後記（11）の注意事項をお読みください。）、**目薬・点鼻薬**（外箱等から出した状態のものに限る。）、**ハンカチ、タオル、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、携帯用手指消毒液**（アルコール除菌シートを含む。）、**及び膝掛け以外のもの**（三角定規以外の定規、付箋、筆記具入れ、メモ用紙等）は**机上又は机の中には置かず**に**必ずかばんの中にしまってください**。マスク、フェイスシールド（透明で顔全体の表情等が試験監督員等から確認できるものに限る。）及び手袋（透明で音が出ないものに限る。）を使用する場合は、試験開始時刻までに着用してください。

なお、マスク、フェイスシールド、手袋、目薬・点鼻薬、ハンカチ、タオル、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、携帯用手指消毒液、膝掛け等についても、試験監督員が試験の公正な実施を妨げるおそれがあると判断した場合には使用を認めないことがあります。

- (11) 持ち込める飲料は、キャップ付きのペットボトル飲料（ペットボトルカバーは禁止します。）に限って認められ（机上に置けるものは、1本のみ）、その他のアルミ缶等は認められません。

なお、水滴等によって問題や答案用紙の汚損等が生じたとしても、交換には応じられませんので、十分注意してください。

- (12) 受験者が試験時間終了前に答案用紙を提出して受験を終了すること（途中退席）は、認められません。
- (13) 試験時間中の体調不良、やむを得ずトイレに行く必要がある場合等には黙って手を挙げ、試験監督員の指示に従ってください。無断で席を立ったり、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の不要物を携行した場合には不正受験となる場合があります。
- (14) 試験場によっては、節電対策として、冷房の使用や照明の明るさが制限されるなどの措置が執られる可能性があります。また、試験室によっては、冷房の風が直接当たる場合があります。
- (15) 試験時間中に日常的な生活騒音等（試験監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、机・椅子がきしむ音、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行われません。

7 お知らせ

- (1) 筆記試験の試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

なお、試験問題の内容についての照会には、一切応じません。

- (2) 筆記試験について、記述式問題の出題の趣旨を後日公表します。

なお、公表した内容についての照会には、一切応じません。

- (3) 筆記試験について、希望者に対して成績を通知します。成績通知を希望する場合は、筆記試験の試験場で配布する成績通知用の封筒に郵便番号、住所及び氏名を記載してください。筆記試験合格発表日の翌日に法務省から郵送します。**記載した住所及び氏名に誤りがあり、成績通知が不着となった場合及び成績通知書を紛失等した場合の再通知並びに成績通知の希望の有無の変更には、**

一切応じません。

なお、試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。

- (4) 本案内書の掲載内容に変更が生じた場合には、法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/>)で公表しますので、当該ホームページを御覧いただくか、受験地の法務局又は地方法務局に問い合わせてください。

§8 口述試験の内容等

1 口述試験の内容

§7の1(2)及び(5)に掲げる事項について行います。

2 試験場

§4において口述試験を実施する法務局として記載した法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所（口述試験受験票に記載されます。）で行います。指定された試験場以外の試験場では受験することができません。

3 携行品

口述試験受験票及び筆記具（黒インクの万年筆又はボールペン）

なお、口述試験受験票は、筆記試験の結果発表後、口述試験を実施する法務局から本人に対して発送しますが、口述試験受験票が令和8年1月14日（水曜日）までに到着しない場合には、当該法務局の総務課まで問い合わせてください。

4 口頭試験当日の注意事項

試験場における注意事項を厳守し、その他の事項については、係員の指示に従ってください。注意事項、禁止事項及び試験監督員の指示に従わない場合には、不正受験となる場合があります。

§9 災害が発生した場合等の対応

災害等に伴う主要な公共交通機関の運休により、受験地への移動が著しく困難となることが見込まれる場合には、受験者からの申出により受験地変更を認める取扱いとする場合があります。

この取扱いを実施する場合、申出は、筆記試験にあっては令和7年10月17日（金曜日）まで、口述試験にあっては、令和8年1月21日（水曜日）まで受け付けます。

この取扱いの実施を含め、災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/>)、法務省X（旧ツイッター）及び法務省民事局Xを御覧ください。

§10 法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和7年4月1日（火曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含みます。）とします。

§11 土地家屋調査士試験合格証書の交付

最終合格者には、土地家屋調査士試験合格証書を交付します。

§12 個人情報の取扱い

受験申請及び試験により取得した個人情報は、関係法令の規定に従い、土地家屋調査士試験業務及び統計目的以外に利用することは、ありません。

§13 法務局及び地方法務局の所在地等

	受験地	提出方法		局 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
		持参	郵送				
東 京 管 内	東京法務局の 管轄区域内	○	○	東京法務局	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03)5213-1323
		○		横浜地方法務局	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045)641-7461
		○		さいたま	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048)851-1000
		○		千葉	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	260-8518	(043)302-1311
		○		水戸	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	310-0061	(029)227-9911
		○		宇都宮	宇都宮市小幡2-1-11	320-8515	(028)623-0911
		○		前橋	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	371-8535	(027)221-4466
		○		静岡	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054)254-3555
		○		甲府	甲府市丸の内1-1-18 甲府地方合同庁舎	400-8520	(055)252-7151
		○		長野	長野市大字長野旭町1108	380-0846	(026)235-6611
大 阪 管 内	大阪法務局の 管轄区域内	○	○	大阪法務局	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	540-8544	(06)6942-1486
		○		京都地方法務局	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	602-8577	(075)231-0131
		○		神戸	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078)392-1902
		○		奈良	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	630-8301	(0742)23-5534
		○		大津	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077)522-4671
		○		和歌山	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	640-8552	(073)422-5131
名 古 屋 管 内	名古屋法務局の 管轄区域内	○	○	名古屋法務局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052)952-8075
		○		津地方法務局	津市丸之内26-8 津合同庁舎	514-8503	(059)228-4191
		○		岐阜	岐阜市金竜町5-13	500-8729	(058)245-3181
		○		福井	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776)22-5174
		○		金沢	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076)292-7813
		○		富山	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076)441-0550
広 島 管 内	広島法務局の 管轄区域内	○	○	広島法務局	広島市中区上八丁堀6-30	730-8536	(082)228-5697
		○		山口地方法務局	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	753-8577	(083)922-2295
		○		岡山	岡山市北区南方1-3-58	700-8616	(086)224-5656
		○		鳥取	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857)22-2191
		○		松江	松江市母衣町50番地 松江法務総合庁舎	690-0886	(0852)32-4200
福 岡 管 内	福岡法務局の 管轄区域内	○	○	福岡法務局	福岡市中央区舞鶴3-5-25	810-8513	(092)721-9398
		○		佐賀地方法務局	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	840-0041	(0952)26-2149
		○		長崎	長崎市万才町8-16	850-8507	(095)826-8127
		○		大分	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097)532-3161
		○		熊本	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096)364-2146
		○		鹿児島	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎	892-8511	(099)219-2100
		○		宮崎	宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985)22-5124
		○		那覇	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951
	那覇地方法務局の 管轄区域内	○	○	那覇	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098)854-7951
仙 台 管 内	仙台法務局の 管轄区域内	○	○	仙台法務局	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022)225-5718
		○		福島地方法務局	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024)534-1941
		○		山形	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023)625-1321
		○		盛岡	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019)624-1141
		○		秋田	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	010-0951	(018)862-6531
		○		青森	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	030-8511	(017)776-6231
札 幌 管 内	札幌法務局の 管轄区域内	○	○	札幌法務局	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	060-0808	(011)709-2311
		○		函館地方法務局	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138)23-9516
		○		旭川	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166)38-1144
		○		釧路	釧路市幸町10-3	085-8522	(0154)31-5010
高 松 管 内	高松法務局の 管轄区域内	○	○	高松法務局	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087)821-6191
		○		徳島地方法務局	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎 (令和7年7月22日から) 徳島市徳島町2-17 徳島法務合同庁舎	770-8512 (令和7年7月22日から) 770-0852	(088)622-4171
		○		高知	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088)822-3331
		○		松山	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089)932-0888

なお、この案内書の記載内容について不明な点がございましたら、上の表に掲げてある**法務局又は地方法務局の総務課**にお問い合わせください。

ただし、試験問題の内容及び試験の採点結果に関する照会には、一切応じません。